

平成 14 年 1 月 23 日
自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム
(平成 17 年 4 月 28 日改定)
(平成 18 年 12 月 19 日改定)
(平成 22 年 1 月 28 日改定)
(平成 25 年 12 月 20 日改定)
(平成 28 年 12 月 20 日改定)
(令和元年 12 月 20 日改定)

自動車盗難等防止行動計画

1 行動計画の策定の趣旨

この行動計画は、自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策について目標を設定し、実施の指針を示すことを目的とする。

2 令和 2 年 1 月以降の行動計画

令和 2 年 1 月から令和 4 年 12 月までの間に、次の対策に取り組むものとする。

なお、括弧内は、担当の官庁又は団体である。

(1) 自動車盗難防止対策

- 盗難防止性能の高い自動車の普及

自動車製造者に対し警察から自動車窃盗の手口実態等の情報を提供し、盗難防止性能の高い自動車の開発を図るよう働き掛けるとともに、広報啓発によりユーザーによる盗難防止性能の高い自動車の選好を促す。(警察庁、経済産業省、国土交通省、日本自動車工業会、日本自動車販売協会連合会、日本損害保険協会、日本自動車輸入組合、日本自動車連盟)

- イモビライザー等盗難防止装置の普及促進

自動車製造者に対し、盗難多発車種等を始めとしてイモビライザー装着車種の拡大等引き続きイモビライザーの普及の促進を呼び掛けるとともに、イモビライザー等盗難防止装置の有効性を、自動車盗難に係る統計データから検証した上で広報する。(警察庁、経済産業省、国土交通省、日本自動車工業会、日本損害保険協会、日本自動車輸入組合、日本自動車連盟)

イモビライザー等盗難防止装置の装着義務付けの要否及び範囲等について、我が国における自動車盗難の実情及びユーザーの意見等を踏まえつつ検討を進める。(警察庁、経済産業省、国土交通省、日本自動車工業会)

- イモビライザーの性能向上

エンジン始動ごとに ID コードを生成するイモビライザーシステム等の研究開発が進められているところであるが、盗難手口情報を踏まえ更なる性能高度化に努めるよう自動車製造者に対し働き掛ける。(日本自動車工業会)

- ・ 自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発

次の事項を重点として自動車の使用者への防犯指導、広報啓発を積極的に推進する。(全体)

- ① 自動車盗難の現状

オープンデータとして自動車盗の発生情報を公開するとともに、認知件数の推移、被害額、支払保険金の総額等を説明し、危機意識に訴える。

- ② 自動車盗難防止対策

自動車使用者の心掛けとして、少しでも車から離れるときは窓を完全に閉めエンジンキーを抜きドアをロックすること、自動車の保管場所に防犯灯や防犯カメラを設置すること、車内には現金、鞆、スペアキーなどを置かないようにすること、路上駐車を避け管理人のいる駐車場を利用することを呼び掛けるとともに、イモビライザー等盗難防止装置の概要と有効性について周知する。

新車販売時に自動車販売店からユーザーに対し、自動車盗難の実情、イモビライザー等盗難防止装置の有効性等を案内し、装着を推奨する。(日本自動車販売協会連合会)

- ・ 駐車場等における対策についての防犯指導及び広報啓発

駐車場法対象の駐車場管理者に対して、自動車盗難に対する注意喚起、防犯上有効な対策の紹介を広報啓発する。(国土交通省、全日本駐車協会、全国防犯協会連合会、全国警備業協会、日本防犯設備協会)

駐車場法対象外の駐車場の管理者及び自動車の使用者に対し、照明の確保等の防犯指導、広報啓発を積極的に推進する。(警察庁、日本損害保険協会、全国防犯協会連合会、全国警備業協会、日本防犯設備協会)

駐車場等における啓発を行う際に合わせて、車上ねらいについても注意喚起を行う。(警察庁、国土交通省)

関係省庁が防犯まちづくり関係省庁協議会を設置してとりまとめ、平成 30 年に見直した「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」に示された防犯まちづくりの取組の着実な実施を図ることにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい駐車場等の整備・管理の普及を促進する。(警察庁、国土交通省、全日本駐車協会、全国防犯協会連合会、日本防犯設備協会、日本損害保険協会)

- ・ 登録事項等証明書の交付等に当たっての厳格な運用等

運輸支局及び自動車検査登録事務所において、道路運送車両法に基づく登録事項等証明書の交付及び自動車検査証の再交付に当たっては、運転免許証の呈示を求める等により本人確認を厳格に実施し、不正取得を防止するために警察への不審者の通報を行う。(警察庁、国土交通省)

自動車盗難の被害に遭った所有者又は使用者に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に対し警察が告知した盗難届出受理番号等を明示して届け出るよう促す。運輸支局又は自動車検査登録事務所は、警察庁が提供する盗難車情報又は届出受理番号に基づいてチェックを行い、盗難自

動車の登録事項を不正に変更しようとする登録申請があった場合等には、その処理を行わず、警察への通報を実施する。(警察庁、国土交通省)

- 盗難車種情報、手口情報等の自動車盗難に係る情報の提供

盗難車種情報、手口情報等の自動車盗難に係る情報については、自動車盗難の防止及び自動車の防盜性の向上を図るため提供が適当と認められたものにつき、警察庁において情報提供を行う。(警察庁)

- 盗難車等の流通阻止に関する諸対策

警察庁から日本中古自動車販売協会連合会等への盗難車情報の提供について検討する。(警察庁、日本中古自動車販売協会連合会)

封印の改良を進めるなどして、自動車のナンバープレートの盗難及び悪用を防止する。(国土交通省、警察庁、日本自動車工業会、日本自動車輸入組合)

セキュリティ機能向上のため、盗難防止ネジの普及を図る。(警察庁、日本自動車工業会、日本自動車輸入組合)

自動車の整備事業者に対し、自動車の整備等に際して自動車の車台番号と自動車検査証から自動車の同一性を確認するよう呼び掛ける。(警察庁、国土交通省、日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会)

自動車製造者及びカーナビ製造者に対し、セキュリティコード機能、製造番号の画面表示機能等盗難防止機能の高いカーナビの普及促進を呼び掛けるとともに、セキュリティコード機能及び製造番号の画面表示機能の有効性を広報する。また、盗難カーナビが発見された場合の還付率を向上させるため、ユーザー登録を促進する。(警察庁、経済産業省、日本自動車工業会、日本自動車販売協会連合会、日本損害保険協会、日本自動車輸入組合、日本自動車連盟)

- 地域自動車盗難等防止協議会の設置・活動の促進

盗難多発地域の都道府県を中心に協議会の活動が推進されるよう、情報提供などの活動支援を行う。(全体)

多発地域或いは、近隣の協議会が合同で会議を開催する際に、情報提供などの活動支援を行う。(全体)

(2) 自動車盗難事件に対する取締り

自動車ナンバー自動読取システムの整備・活用を推進する。

都道府県警察においてパトロール、目撃情報等による不審自動車の発見に努める。

自動車盗を重要窃盗犯の一つとして、都道府県警察において取締りと防犯の両面で取組を強化する。

外国捜査機関等と情報交換を行い、盗難自動車不正輸出事件の捜査を推進する。(警察庁)

(3) 盗難自動車の不正輸出防止対策

- 盗難自動車の不正流通防止対策等の推進

自動車盗難対策に資する施策として、関係省庁と連携しつつ、自動車リサイクル

ル制度における電子マニフェストの活用等使用済自動車に適正に解体されたことを確認する取組の実効性向上等について検討する。また、盗難自動車を解体して部品として不正に輸出するなど、様々な不法行為の温床となっている違法な解体ヤードが確認されており、その実態を把握するためには、行政庁が自動車リサイクル法及び廃棄物処理法に基づく立入検査権限を積極的に行使していくことも重要であることに鑑み、行政庁と警察の連携を図る。（警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省）

- ・ 盗難自動車に関する情報交換等
警察の盗難自動車に係る情報、運輸支局等の登録情報を税関において活用し、通関時のチェック体制を強化する。（警察庁、財務省、国土交通省）
- ・ 装備資機材の活用
大型 X 線検査装置等の検査機器を活用し、厳正な検査を実施する。（財務省）
- ・ 審査・検査等の強化
中古自動車等の輸出申告に際し、輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の原本の呈示を求めるとともに、警察からの盗難車情報を活用して車台番号を確認する等、不正輸出に対する審査・検査を強化する。（財務省）
盗難自動車の不正輸出を防止するため、港の埠頭内・埠頭周辺におけるパトロールを強化するとともに、不審船舶を発見したときは税関・警察合同による取締りを実施する。また、盗難自動車が発見された場合は、共同で捜査又は調査する。（警察庁、財務省）
- ・ 埠頭の管理強化
盗難自動車の不正輸出を防止する観点から、埠頭へ出入りする自動車の入場規制等埠頭の管理強化について、港湾管理者を含む関係機関との情報共有を図るなど連携を強化する。（警察庁、財務省、国土交通省）
- ・ コンテナ貨物の厳正な審査及び検査の実施
コンテナ詰めした状態で輸出申告することが可能なコンテナ扱い通関を、盗難自動車の不正輸出の手口に利用されないことがないように、税関、警察による情報交換を行い、厳正な審査・検査を実施する。（財務省、警察庁）

（４）海外における盗難自動車の被害回復支援

国際刑事警察機構を通じた手配により、外国捜査機関等により盗難自動車が発見されたときは、都道府県警察を通じて我が国における所有権者等に連絡し、当該外国捜査機関等の連絡先を教示するとともに、当該外国捜査機関に対し、我が国における所有権者等の盗難自動車の回復の意思及び連絡先を連絡するなどの支援を行う。（警察庁、日本損害保険協会）

3 目標の設定及び国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部への報告

自動車の盗難が増勢傾向に反転しない環境づくりに努めつつ（対前年比減少の維持）、自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための一層有効な方策を検討

する。

なお、行動計画に基づく対策の実施状況については、毎年、官民合同プロジェクトチームで取りまとめの上、必要に応じて国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に対し報告するものとする。